

令和7年6月13日
記者発表資料

令和6年度神奈川県精神科病院虐待対応窓口の状況について

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律において、精神科病院の業務従事者による虐待を受けたと思われる患者を発見した方は、速やかに県や政令市に通報することが義務付けられています。また、虐待を受けた患者は、県や政令市に届け出ることができます。そうした虐待通報に対応する窓口として、県では、令和6年4月1日から「神奈川県精神科病院虐待対応窓口」を設置しています。このたび、令和6年度の通報等の状況を取りまとめましたので公表します。

1 受付窓口の概要

名称	神奈川県精神科病院虐待対応窓口
対象病院	神奈川県(政令市を除く)所在の精神科病院
担当課	健康医療局保健医療部がん・疾病対策課
住所	横浜市中区本町二丁目 22 京阪横浜ビル2階 神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課内
専用電話番号	045-285-0574
ホームページ	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/nf5/seishinka_abuse.html
受付時間	・専用電話 月曜日から金曜日 午前8時30分から午後5時15分まで(祝日及び年末年始を除く) ・ホームページ 24時間受付

なお、政令市(横浜市、川崎市及び相模原市)所在の精神科病院における虐待については、各市が通報等の窓口になります。

2 対象期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

3 通報件数

令和6年度の通報件数は、延べ246件でした。

区分	件数	計
虐待を受けたと思われる精神障害者を発見した者による通報件数	23 件	68 件 246 件
虐待を受けたと思われる精神障害者による届出件数	45 件	
虐待以外の相談や無言電話、重複通報	178 件	

4 虐待の認定について

(1) 通報等と虐待認定について

県が虐待の通報等を受けた際には、別添「精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ」に沿い、県精神保健医療担当課長及び精神保健指定医等で構成される会議等を行い、虐待の有無を判断しています。

認定の区分	件数	計
虐待事案である	5件	68 件
虐待事案でない	51 件	
現段階では疑いの状態	12 件	

(2) 「虐待事案である」と認定した事案の概要(事案5件、業務従事者7人、被虐待者6人)

事案の概要	認定の類型	虐待を行った業務従事者の職種	被虐待者
ア 病院職員が患者の額を叩く、押さえつけるなどして、アザを生じさせた事案	身体的虐待	准看護師1人	男性1人
イ 入浴介助時に、病院職員が患者の頭を叩いた事案	身体的虐待	看護助手1人	女性1人
ウ 病院職員が患者に対し、必要以上の拘束を行った事案	身体的虐待	准看護師1人	女性1人
エ 患者からの暴言に対し、病院職員が暴言を返した事案	心理的虐待	准看護師1人 看護助手1人	女性1人
オ 病院職員が患者に不適切発言を促したことにより、周囲の患者を不快な気持ちにさせた事案	心理的虐待	看護師1人 看護助手1人	男性2人
計	5件	7人	6人



(3) 業務従事者による虐待があった場合に取った措置

項目	内訳
業務従事者による障害者虐待についての通報や届出に関して、報告徴収を行った件数	5件
診療録や帳簿書類の提出・提示を命じた件数	5件
職員又は指定医により、診療録や帳簿書類を検査した件数	5件
職員又は指定医により、入院患者や関係者に質問を行った件数	5件
改善計画の提出を求めた件数	5件

5 参考

横浜市、川崎市及び相模原市においても、令和6年度の状況を本日公表予定です。

問合せ先

神奈川県健康医療局保健医療部

精神保健医療担当課長

白石 電話 045-285-0227

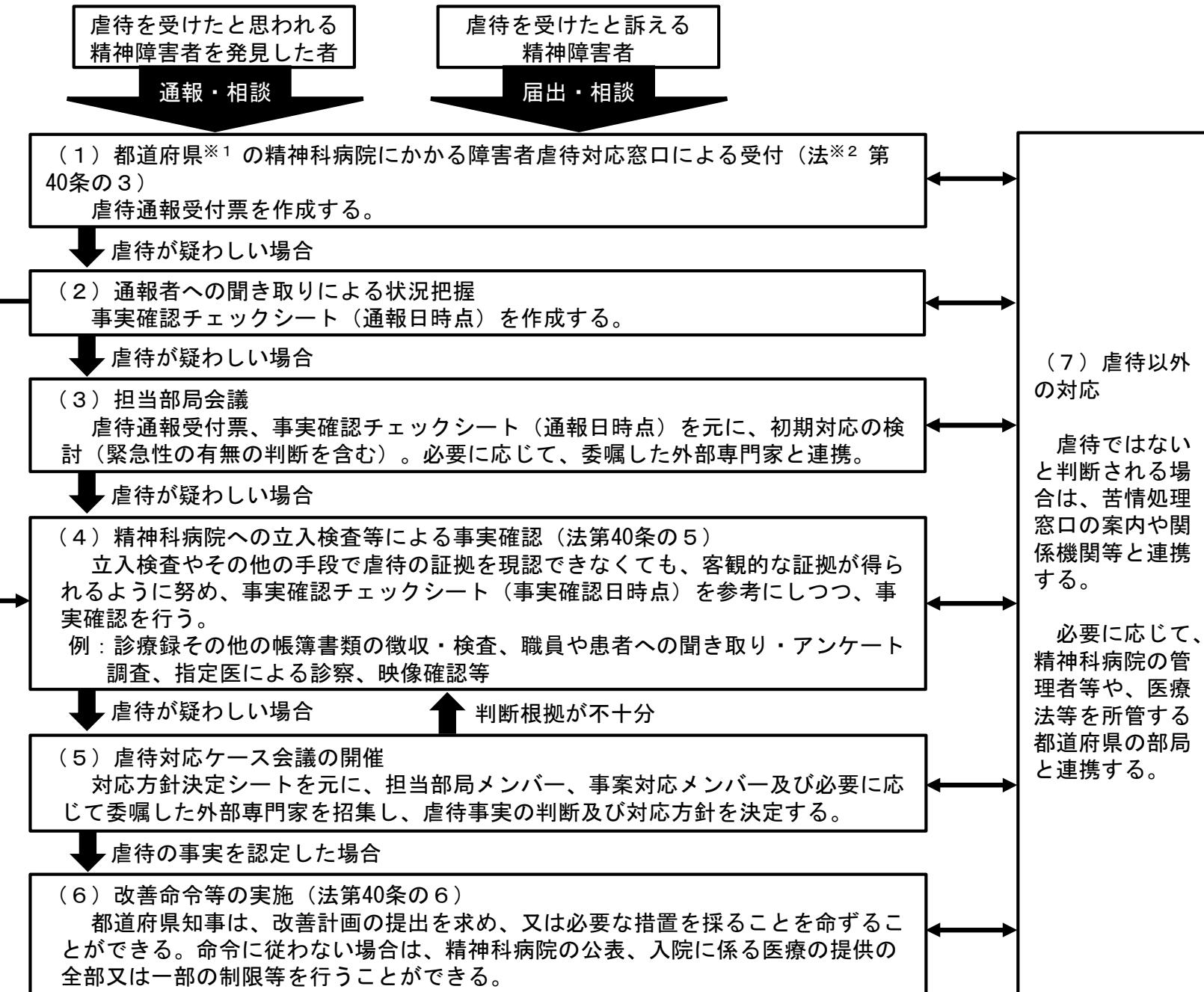
がん・疾病対策課精神医療グループ

鈴木 電話 045-210-4727

精神科病院の業務従事者による障害者虐待に対する都道府県における対応の流れ

別添

虐待が強く疑われ、緊急性が高い場合等



- 【構成員の例】
- ・ 担当部局メンバー：都道府県担当部局の管理職及び職員
 - ・ 事案対応メンバー：市町村、保健所、精神保健福祉センター等の必要な支援が提供できる関係機関の関係者等
 - ・ 外部専門家：精神保健指定医、精神保健福祉士、弁護士等（当該精神科病院と関わりのない者）

【その他取り組む事項】

都道府県知事は、虐待の状況等を毎年度公表する（法第40条の7）。
国は、障害者虐待の事例分析を行うとともに調査及び研究を行う（法第40条の8）。

※1 都道府県：指定都市を含む
※2 法：精神保健福祉法